

新入生の皆さまへ

高等教育の修学支援新制度に係る本学の取り扱いについて

本学は、「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免、給付型奨学金）」について、対象校に認定されています。

本学では、入学手続案内書に記載のとおり、入学手続Ⅰ（入学申込金の納入）、入学手続Ⅱ（前期の学費、その他諸費の納入）は、所定の納入期日までに一旦全額を納入していただく必要があります。

（減免認定後の金額ではありませんのでご注意ください。）

入学後に所定の減免申請手続きを行い、修学支援新制度の対象であることを確認ができた学生に対し、減免相当額を学生本人の登録口座に還付します。なお、還付時期は8月末頃を予定しています。

また、手続きに関する詳細は、後日、合格者サイトに掲載する予定です。

以上、ご理解のほどお願い申し上げます。

（本件に関する問い合わせ先）
桃山学院教育大学学生グループ
TEL072-288-6655（代表）